

交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（令和6年11月5日）

神奈川労働局長（当局）は、令和6年11月5日（火）、全労働省労働組合神奈川支部副支部長（全労働）と厚生労働技官の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 人員の確保や労働基準監督署の組織強化など安全衛生業務体制の拡充を求めます。
- 2 安全衛生担当職員の職務の複雑困難性について正当に評価し、昇任、昇格、手当の支給等、処遇の改善を求めます。
- 3 安全衛生業務を円滑に推進できるよう、システムの整備等を求めます。

【当局】

- 1 安全衛生業務体制の確保は極めて重要な課題であると認識しており、神奈川労働局の実情を関係機関等に繰り返し訴えてゆくとともに、効率的に業務を遂行できる体制を構築し、安全衛生業務の水準のさらなる向上を図ってまいりたい。
- 2 処遇改善の重要性については当局としても十分に認識しているところであり、安全衛生担当職員の職務の複雑困難性が適正に評価されるよう、引き続き、関係機関等に働きかけてまいりたい。
- 3 安全衛生業務を適正に推進することは極めて重要であり、体制の確保のみならず、効率的な業務運営が可能となるよう、可能な対応を行ってまいりたい。